

第2章 地域の知財政策に関する質問票調査による分析

第1節 はじめに

産学連携推進のための各種支援制度は、当初国が中心となっていたが、現在ではこれに加え、都道府県レベルにおいて様々な形で支援制度が実施されつつある。これらの制度を実際に利用するのは、大学や公設試験研究所であるが、制度自身が施行されてまもないため、制度に対する具体的な評価についてはまだ十分な検討が行われていないのが実態である。本章では、主として公設試験研究所および主要大学を対象とし、産学連携関連の各種制度についての評価を明らかにすることを目的とする。

第2節 質問票調査の設計

質問票調査は、公設試験研究所、大学、TLOなど、全704組織を対象とし、2007年2月に実施した。質問票送付先内訳は公設試験研究所578組織、大学等126組織である。回答数は233件であり、回収率は33%となった。質問内容は、主として知財政策に対する評価と個別移転事例についての質問からなっている。今回は、公設試験研究所と大学からの回答結果を用い、知的財産政策に関する評価と産学連携の成功事例の特徴について論じる。

第3節 知財政策への印象

知財政策の印象について、国の政策および地方自治体の政策について質問を行った。それぞれの質問は、経営資源の人材、資金、資源である、人、物、金のそれぞれについて分けて行った。図4 - 1から図4 - 3は、国の知財政策への印象を、人、物、金の別に集計したものである。質問は、各支援策が「役立っていない」から「役立っている」までの5点で聞いたものである。

国による知財政策に対する印象は、人、物、金のいずれの項目についても肯定的評価は同じような割合となる。人に関する評価は、「役立っている」「やや役立っている」をあわせると42.4%、物への評価は同45.5%、金への評価は同47.6%となり。資金面での評価が支援の中で若干高い値となっている。一方で、「あまり役立っていない」「役立っていない」と、政策への評価がマイナスであった割合は、人で14.5%、物で12.9%、金で14%となっている。

図4 - 7～図4 - 9は、都道府県への知財政策の印象である。都道府県の知財政策への印象は、「役立っている」「やや役立っている」という肯定的な評価が人への支援策で37.2%、物への支援策で37%、金への支援策で19.1%となっている。都道府県の知財政策が、国のそれよりも比較的遅いタイミングでスタートした割には、人・物に関する評価が若干高めであるともいえる。その一方で、金額面での評価は国の制度に比べ、著しく低いといってよい。国・地方自治体の双方の評価をみると、「どちらでもない」との評価が4割を超える割合を占めている。地方自治体については政策の実施が短いため、取り組みが比較的近年であるために、評価をするには十分な時間が無い可能性との解釈ができる。

図4 - 1

知財政策への印象(ヒトへの支援)

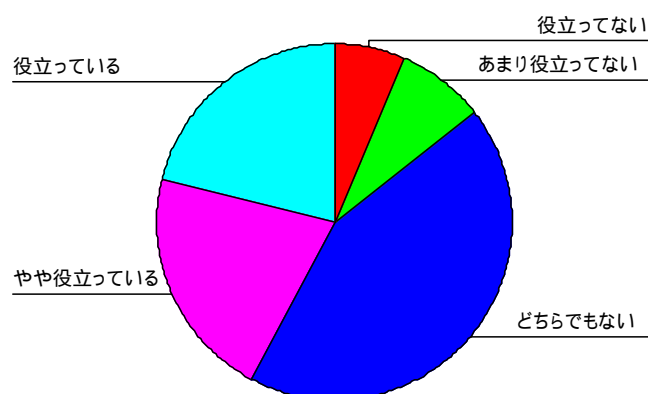


図 4 - 2

知財政策への印象(モノへの支援)

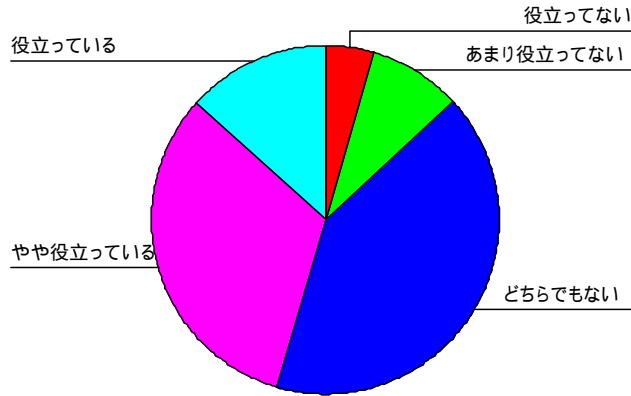


図 4 - 3

知財政策への印象(カネへの支援)

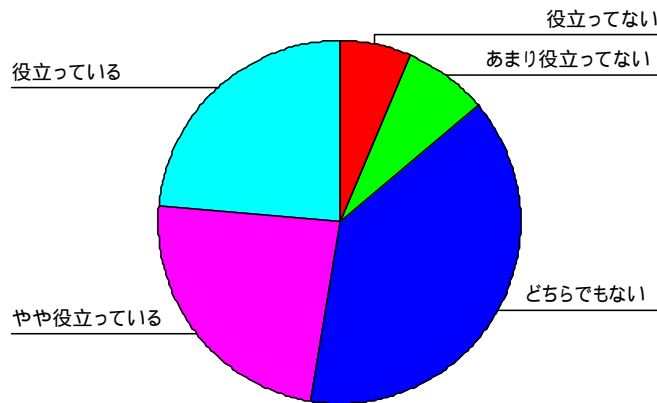


図 4 - 4

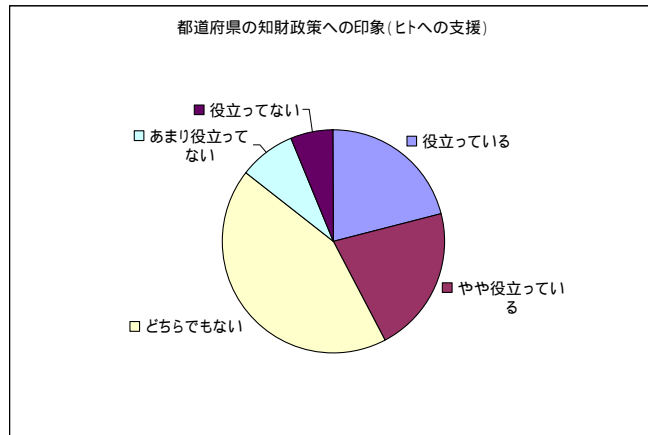


図 4 - 5

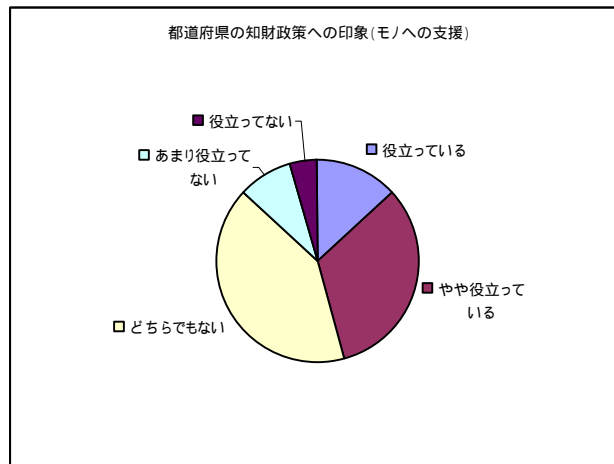


図 4 - 6

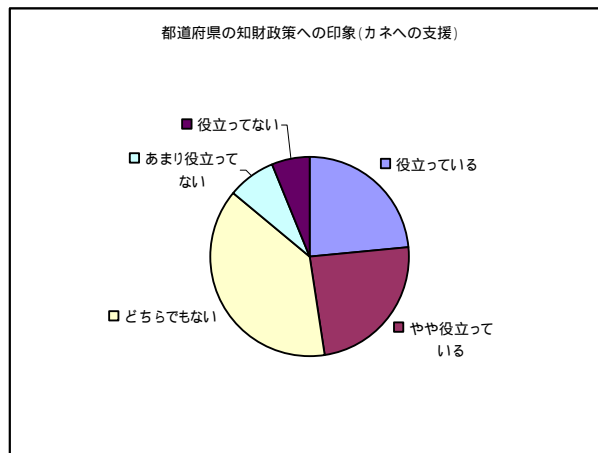


表 4 - 1

知財政策の印象

	国の知財政策			都道府県の知財政策		
	人	物	金	人	物	金
役立っている	21.2%	13.4%	23.6%	11.6%	7.6%	7.2%
やや役立っている	21.2%	32.1%	24.0%	25.6%	29.4%	11.9%
どちらでもない	43.3%	41.6%	38.5%	44.7%	47.2%	60.3%
あまり役立ってない	8.2%	8.6%	7.7%	10.6%	9.1%	7.7%
役立ってない	6.3%	4.3%	6.3%	7.5%	6.6%	12.9%

知財政策への評価を、回答組織別に集計したのが、図 4-7～図 4-12 である。大学・公設試験研究所の国の知財政策の評価は、人への支援、物への支援、金への支援のいずれにおいても異なった傾向となっている。人への支援については、大学の回答は、「役立っている」が半数を超える 51.3%の組織から得られた。同様に、「やや役立っている」が 30.8%と、肯定的な回答が 80% を占めている。一方で、公設試験研究所では 13.5%の回答者が「役立っている」と評価し、「やや役立っている」は 17.9%となった。

物への支援については、大学側の回答が「役立っている」で 25.6%、「やや役立っている」で 53.8%となっているのに対し、公設試験研究所では「役立っている」が 10.3%、「やや役立っている」が 25.6%である。

金への支援は大学の評価は他の人・物への支援についてはさらに高く「役立っている」と回答した大学は 56.4%に上った。この一方で、公設試験研究所では「役立っている」との回答は 14.7%にとどまっている。

都道府県の知財政策に対する評価は、国の政策に対する評価と若干異なる傾向を示す。都道府県の人への政策に対する評価は、公設試験研究所の評価が「役だっている」が 12.8%、「やや役立っている」が 30.2%となっており、大学の評価は「役立っている」が 8.1%、「やや役立っている」が 10.8%となっている。公設試験研究所の評価の方が大学のそれよりも高くなっている。同様に、金の支援に対しても、公設試験研究所の評価が相対的に高く、「役立っている」「やや役立っている」との回答割合が 8.3%、13.2%であるのに対し、大学のそれは 2.6%、7.9%となっている。物の支援に対する評価は公設試験研究所よりも大学の方が高く、公設試験研究所の評価が 6.2%と 30.1%、大学の評価が 15.4%と 28.2%となっている。

全般的な傾向として、国の政策に対する支援は大学の評価が高く、公設試験研究所の評価が低めに出ている一方で、都道府県の政策に対しては、物の支援に対する評価をのぞいて公設試験研究所の評価の方が高くなっている。今回の質問票調査が主として公設試験研究所のすべてを調査対象とする一方で、大学については、すでに産学連携を実施していると思われる大学を調査対象とした。このため、大学は制度の利用に慣れており、実際に各種制度を利用していることが回答の傾向が異なっている理由の一つとして考えられる。一方で都道府県

の政策の評価が公設試験研究所において高いことは、公設試験研究所の一部は都道府県によって設立されており、そもそもの設立の目的が地域の問題を解決する公的機能を担うことであるため、知財政策が本格的に実施される以前より公設試験研究所と地方自治体に密な連携があったためと考えられる。しかし、それに関わらず、都道府県の、物に対する支援への評価が大学側で高かったことについては、先に述べた、産学連携への取り組みに積極的な大学がサンプルとして抽出された点も指摘できるが、これにとどまらず、知財セミナーの開催や特許流通フェア、人材情報の提供や知財情報の提供といった物の支援に対し、大学側が積極的に関与しており、都道府県の提供するスキームと合致したことが比較的高い評価を大学側から得た理由として考えられる。一方で、公設試験研究所自体のもつ試験研究や依頼試験といったスキームと、物の支援がうまくマッチしていないことや、長年にわたる活動で、試験研究設備等を有していることが、相対的に低い評価の理由として考えられる。

図 4 - 7

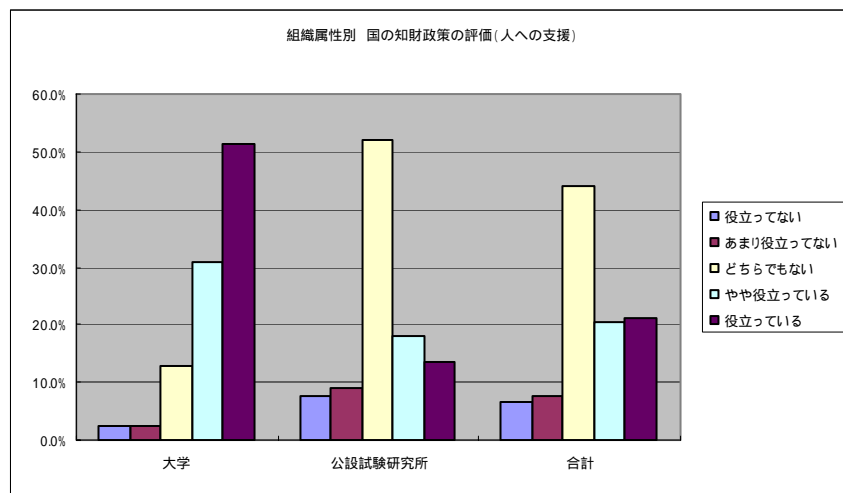


図 4 - 8

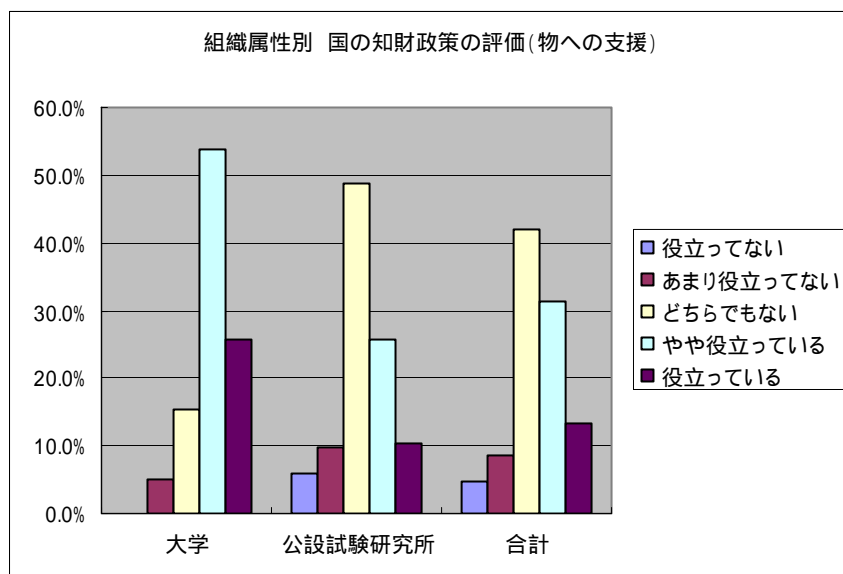


図 4 - 9

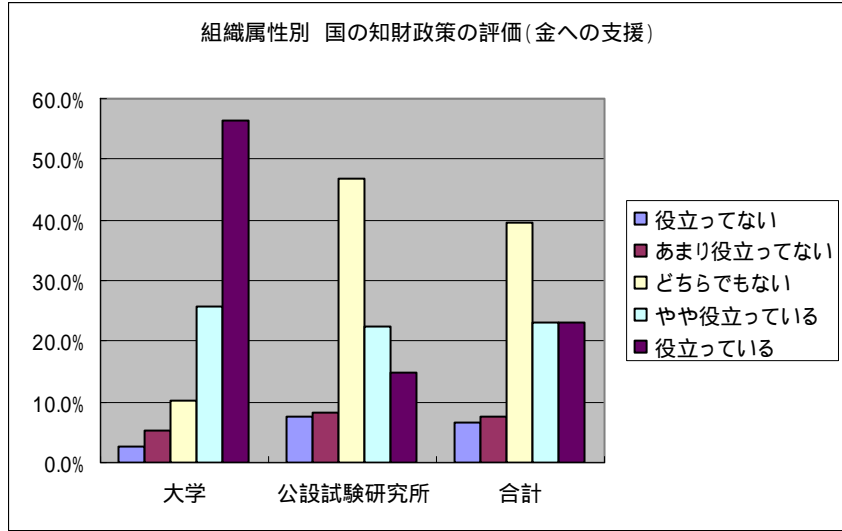


図 4 - 10

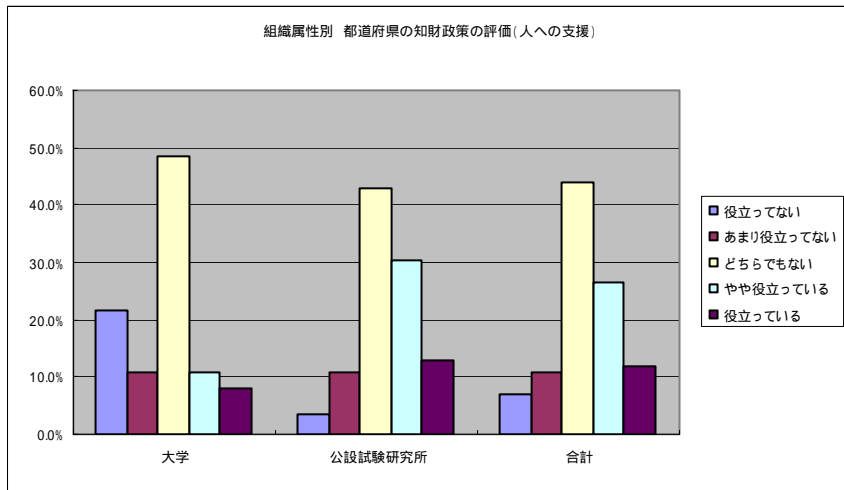


図 4 - 11

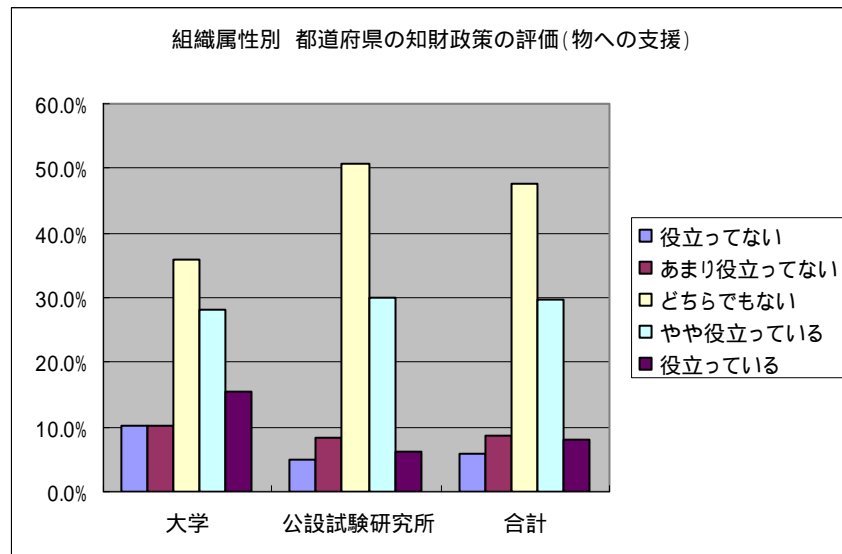
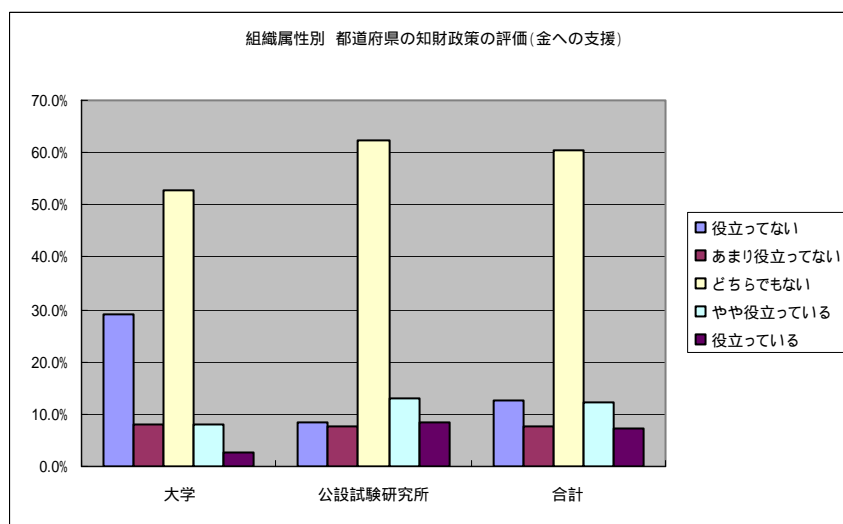


図 4 - 12



第 4 節 知的財産推進計画の印象

国による知的財産推進計画の印象について、5 段階でその有益性を聞いた結果が、図 4 - 13 である。「有益」、「やや有益」をあわせた肯定的な回答は 12.4%と 31.1%になり、全般的な傾向として有益であるとの認識をした組織は、回答組織中、43.5%となっている。この問を回答組織別に集計したものが表 4 - 2 である。大学からみた知財推進計画の評価は、35.9%が「有益」、51.3%が「やや有益」となっており、87.2%の大学が、知財推進計画を有効であると評価している。この一方で、公設試験研究所では、「有益」と回答した組織は 6.5%、「やや有益である」とした組織は 26%にとどまり、なんらかの形で有益であると考えている組織は 32.5%であった。

表4 - 3、表4 - 4は、それぞれ大学および都道府県からみた、知的財産推進計画に関するコメントを、「有益である」～「有益ではない」の5つの回答別に分けたものである。コメントの内容を具体的にみると、「有益である」との評価では「人材不足である現状で人的資源が役に立つ」「知財制度の整備が図られた」、「審査期間の短縮」等、実際の産学連携活動に直接的な効果を得たとの指摘や「職員の意識が高まった」、「大学が何をすべきか明確になり、指針策定に資することができる」等、関係者の意識改革に関する点を指摘する声が多く見られた。「どちらでもない」という回答の中では、「知財推進計画自体は、大学の知財体制の現状と開きがある」「頭打ちを思わせるものが多く、机上の空論に感じる」という、現状とのギャップを指摘する声がある。公設試験研究所においては、「組織内部に知的財産が存在しない」「知的財産業務を行っていない」という意見や、「知的財産の重要性は認識しているが、まだ（知的財産に）取り組んだことがない」「末端の研究組織まで計画が届いていない」「公的試験研究機関への支援策が不明瞭」といった知的財産に対する意識はあるが、行動につながらない点、研究計画が不明瞭で対応をしかねる点等の指摘をする声があった。

図 4 - 13

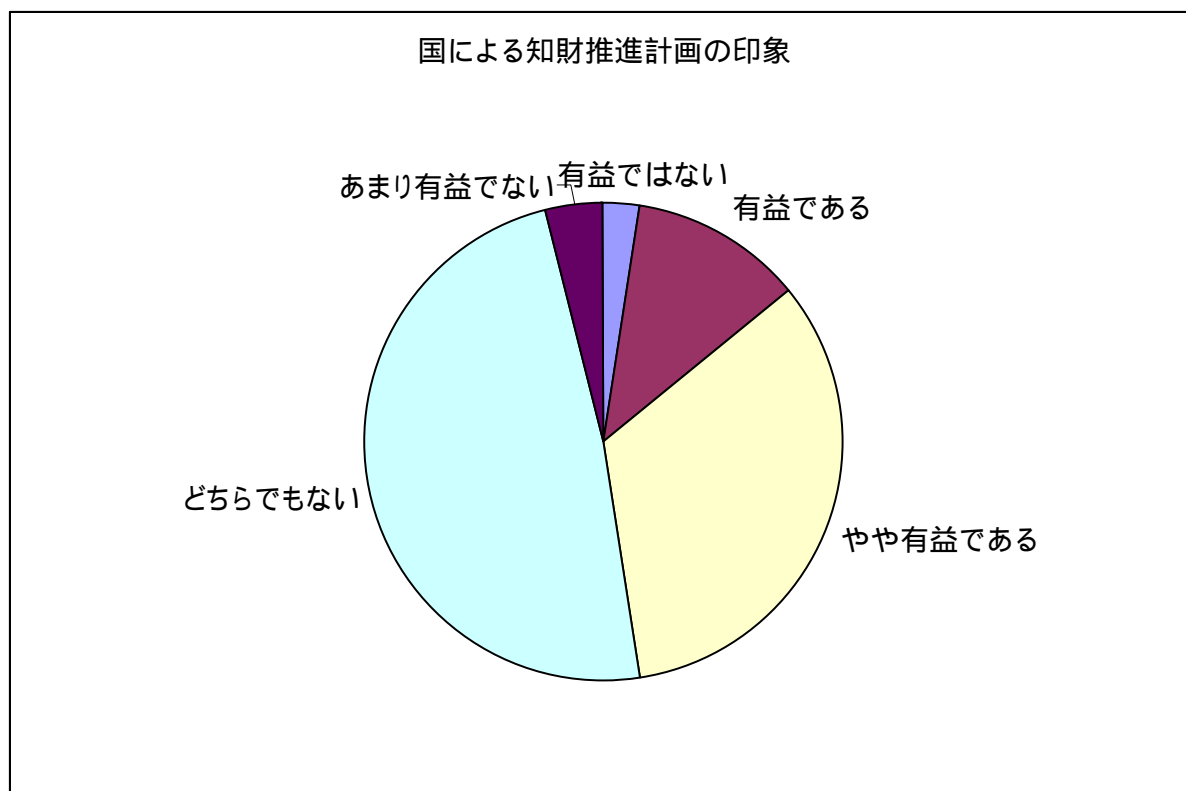


表 4 - 2

	大学	公設試験研究所	全体
有益である	35.9%	6.5%	12.4%
やや有益である	51.3%	26.0%	31.1%
どちらでもない	10.3%	61.0%	50.8%
あまり有益でない	0.0%	4.5%	3.6%
有益ではない	2.6%	1.9%	2.1%

表4-3 大学からみた、国の知的財産推進計画への感想

<p>有益である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知財立国のポリシーを示している ・ 国全体が一定の方向に向くこと ・ 大学知的財産本部・TLOの体制の構築・推進の指針となる。 ・ 特許や論文などの検索システムが整備されることによる研究者の利便性 ・ 知的財産本部における人材不足が問題となっている状況において国からの人的支援は大いに役立っている。 ・ IPDL 無料、「大学向け IPDL 固定アドレスサービス」および「特許・文献総合データベース」運用開始など、大学等知財活性化に役立つと考えられる。 ・ 知的財産推進計画に基づき、今、大学に何が必要か何をすべきかが明確になるため、大学の事業計画の策定に資することができる。 ・ 現在の本学の状況と照合することにより、本学の知的財産に足りない部分を把握することができる。 ・ 社会に還元できる（ニーズにマッチした）研究テーマの選定及びその選定した研究テーマの成果であるシーズを社会へ還元するための体制作りには必要不可欠であると考えられる。 ・ 本計画が示されたことにより、各大学などに知的財産活用にかかわる制度の整備が図られたため。 ・ 国の知財計画を基本とし本学の産学連携活動の指針としている。
<p>やや有益である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許件数のみに偏らず質を重視し、基本特許を権利取得し活用すべきである。 ・ 大学における知的財産を有効に活用して社会の富を増大させるには、質の高い知財を生み出しそれを迅速に権利として保護し実用化商品化を行うことであり、そのためには産学官の連携は重要である。 ・ 教員の意識高揚に役立つ ・ 知的財産本部整備事業に採択され、体制の整備ができた。 ・ 大学本来の使命である教育・研究をしっかりと果たした上であれば有益と思う。 ・ 大学知的財産本部整備事業による支援が得られた ・ 大学への期待が明確に示されているが、各種の支援策が明確に実行されており、計画が実行されているから。 ・ 大学が特許出願人になることへの社会の理解が得られるようになってきた。 ・ 国家施策として大学の立場も考慮し推進していただいていると考えています。 ・ 特許の権利化までは国等の経費面での支援があり、有益と判断されるが実施面、特に外国での実施の支援が不十分。 ・ 大学の研究シーズの重要性を認識し、産業応用へ向けて前向きに取り組んでいる。 ・ 大学における知財の重要性がだんだんと周知されてきた。 ・ 国の姿勢は理解できるので ・ 国の施策によって、学内における産学連携や知財に関する認識は格段に高まり特許等の出願につながった。 ・ 大学における産学連携を後押ししてくれている。
<p>どちらでもない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知財推進計画自体は、大学の知財体制の現状とは開きがあるため。 ・ 数年前からすると頭打ちを思わせる内容が多く、机上論に感じる ・ 本学の知財に関する活動において、国の施策とのつながりが実感できない。
<p>有益ではない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な実施と結びついていない。

表4 - 4 公設試験研究所からみた、国の知的財産推進計画への感想

<p>有益である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学連携によるプロジェクト型共同研究の推進に役立つ ・ 研究に対する職員の意識が高まる。 ・ 知財に対する意識啓発、審査請求料の軽減 ・ 大学等研究機関および企業における知的財産に対する理解が深まり、有用な知的財産の創出と活用に向けた取り組みが進んでいる。 ・ 国の計画を受け、県の試験研究機関における知財事業が充実し、特許にかかる予算が確保された。 ・ 知財技術移転活動に金銭的・人的支援を受けている。 ・ 家畜の遺伝資源の保護を検討することは有意義であるし、この計画の下に地方を活性化させるに有効である。 ・ 知的財産の保護活用を産業の発展に活かすという方向が明示され、それに必要な施策が次々と実施に移されている。 ・ 特許等に関する情報が身近なものになり、また、手続費用等の軽減にも役立っている。
<p>やや有益である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源の少ない日本において知的財産を活用した取り組みは重要であると考える。 ・ 当センターの中期計画・年度計画(知財部分)策定に当たっての裏づけとなる。 ・ 各都道府県に設置の発明協会(支部)に配置されているアドバイザー制度は有益。 ・ 特許審査の短縮、地域団体商標の創設 ・ 各種セミナーが積極的に開催されている。 ・ 知財関連費用の支援や特許情報提供などについて拡充する方向が示されている。 ・ 公的機関が知的財産を所有することになり、より公平な技術移転が可能となる。 ・ 北海道経済産業局も関連のセミナー研修を開催していることから。 ・ 企業等が知財等に興味を持ち、共同研究等につながる可能性があるため。 ・ 以前と比べ、知財推進の姿勢を強く感じる。 ・ 知財の重要性を県内中小企業が再認識するのに役立っているから。 ・ わが国は島国で資源が少ないことから、知的財産を活用した製品等の輸出が必要と考える。 ・ 府及び企業における知的財産に対する意識が向上した。 ・ 公設試に対する経費の軽減措置 ・ 県による知財業務をより推進すべき。 ・ 審査機関の短縮が行われる。 ・ 発明及び品種の保護強化により知的財産権の持つ意味が大きくなる。 ・ 当センターでも父液財産の保護活用を重視しているため ・ 国・地方公共団体・大学等の知的財産推進の責務が明らかになった。 ・ 知財関係の研修会が無料で開催される。 ・ 知的財産に関するセミナー等による情報提供 ・ 出願料等の減免、特許講習会開催 ・ 特許審査改革加速プランを作成するなど審査機関の短縮をはかっている点。 ・ 知財立国という政策の方向性が示されている。 ・ 計画内容が不明 ・ 地方研究機関への支援策が見えてこない
<p>どちらでもない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の業務には知的財産に関するものがない ・ 研究者への周知が不十分である ・ 未だ策定されていないため(県推進計画) ・ 地方水試のレベルでは、知的財産が少ないし水産ではあまりない。 ・ 現在まで具体例がない。 ・ 知財業務は行っていないため不明。 ・ 試験研究時に直接意識することはない。 ・ 当組織の業務上、知財活動が少ない。 ・ よくわからない ・ 知的財産の重要性は認識しているが、当场ではまだ取り組んだことがない。 ・ 現在のところ直接該当する案件がないため、印象が弱い。 ・ 知財推進計画で地方の公設試に求められているのは、成果を活用した地域振興であるが環境研究はその成果が必ず産業振興に直結するわけではないので、当初の研究は知財計画とは必ずしもなじまない。 ・ 末端の研究組織まで計画が届いていない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の内容等が地方まで浸透していると思う。 ・ 担当部局の人員・予算の手当て次第 ・ 公的試験研究機関への支援策が不明瞭 ・ 通常の知財関連業務では国の推進計画との関わりがほとんど無いため、内容までわからない。 ・ 林業に関する試験研の成果は技術力・資金力に乏しい森林所有者や中小企業に無償で提供してきており、知的財産の認識に欠けていた。本県も今年度「基本戦略」を策定したところであり、今後考慮したい。 ・ 審査（出願）から登録までの期間短縮をすすめてほしい。 ・ 計画をよく知りません。 ・ 活用案件がないため ・ 知財の出願維持費用が地方公設試にとっては重く、必ずしも権利化に向かわない方向性もあると考えている。 ・ 主に海洋環境のモニタリング、資源予測等が主業務であり、新たな製品技術の開発・発明が主業務ではないため。 ・ 県としての施策に沿って実施している。 ・ 利用していない。 ・ 今後の取り組みによるため ・ 国の計画は大冊であり、具体的なイメージがわからない。 ・ 内容をよく知らない。 ・ 知財計画の研究へのメソッドの導入やメリット波及効果がない。 ・ 全体的な方向性はよいが推進に力強さが感じられない。 ・ 内容は有益であるが、それを実施する予算的裏づけが無い。 ・ 組織の特質上、知的財産権を自己実施しないため、幣所における知的財産業務の規模はきわめて小さく、民間知財部のように知財専門者もおらず国の計画による効果・影響も小さいです。 ・ 知的創造サイクルは、うまく回すことが難しいと思う。 ・ 地方公設試や地方自治体に対する支援策が少ない。 ・ 国の推進計画の内容が不明 ・ 直接的な支援がない ・ 推進計画に意味があるかどうかよくわからない。 ・ JST 等グラントに採択されることがサポートを得られる唯一の道である ・ これまでは国が中心になって支援してきた知財関連業務を県に実施させようとする動きがある。県の財政状況からはとても受け入れがたい。
やや有益ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の推進計画は有益であるが、当組織としてはグローバル過ぎる。 ・ 計画の存在を承知していなかったため ・ 国において計画を推進すべき問題であり各都道府県において個別の計画を策定する性質のものではないと思う。 ・ 国より府行政に左右されるため。 ・ 地方水試にとって特許の必要性はないようだから。
有益ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目に触れるものとなっていない。

第5節 都道府県の知財政策の整備状況と評価

組織所在地の自治体の知的財産推進計画についての印象について、その有益性を尋ねた。都道府県によっては整備が実施されていない場合があるため、まず所属都道府県の知財推進計画の整備状況について尋ねたところ、策定済みと回答した組織は32.2%、未策定は39.9%、分からないと回答した組織が27.8%となった。このうち、「策定済み」との回答があった組織に対し、知財政策の有効性についてさらに尋ねた結果が図4-15である。回答では「有効である」が17.1%、「やや有効である」が39.5%、どちらでもないが34.2%、「あまり有効ではない」が6.6%、「有効ではない」が2.6%となっており、全般的に有効であるとの評価がされている。所属組織別に評価を見ると(表4-5)、公設試験研究所よりも大学の評価が相対的に高くなっている。大学からの回答は、「有効である」との評価が42%になっており、公設試験研究所の13%と比べると高くなっている。ただ、「やや有効である」もあわせると都道府県の知財政策に対する肯定的な評価は大学で59%、公設試験研究所で56%とほとんど変わらない。評価に関する具体的なコメントをみたのが、表4-6、表4-7である。コメントであり、内容が定性的でもあるため、とりたてて国への評価と大きく変わる部分は見受けることができない。図4-14で「わからない」と回答した組織が27%あったが、これは各組織内の要因か、自治体の要因かについては判断できない。都道府県の知財政策のアピールが十分ではない可能性が指摘できる一方で、組織として知財と接点がない場合があること、知財についての取り組みが組織として不十分であり、地域の自治体に知財政策があるかどうか、十分な把握をしていないと考えられる。

図4-14

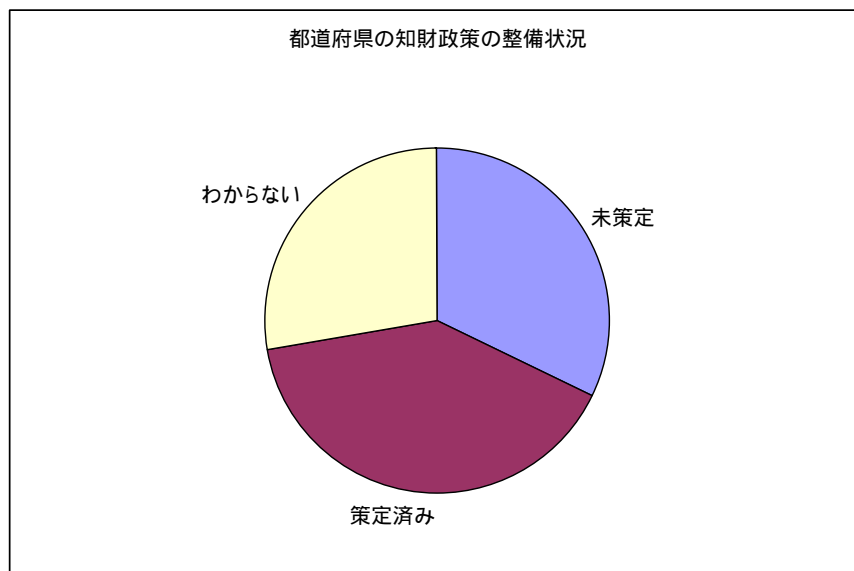


図 4 - 15

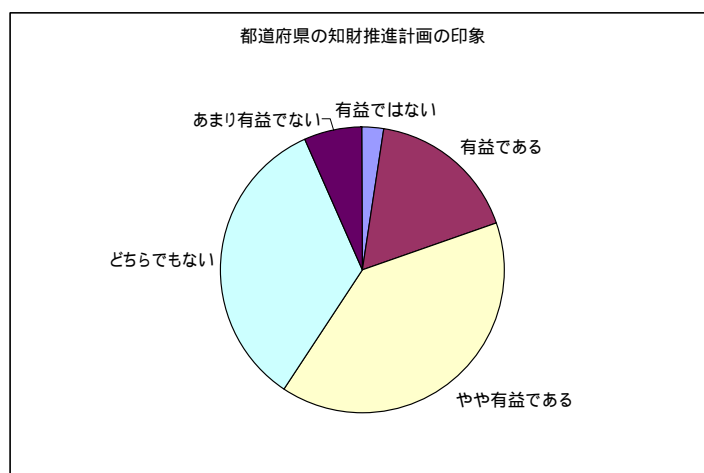


表 4 - 5

都道府県の知財政策に対する評価 (組織種類別)

	大学	公設試験研究所
有益である	42%	13%
やや有益である	17%	43%
どちらでもない	25%	35%
あまり有益ではない	8%	7%
有益ではない	8%	2%

表 4 - 6 都道府県の知財推進計画に対する印象 (公設試験研究所)

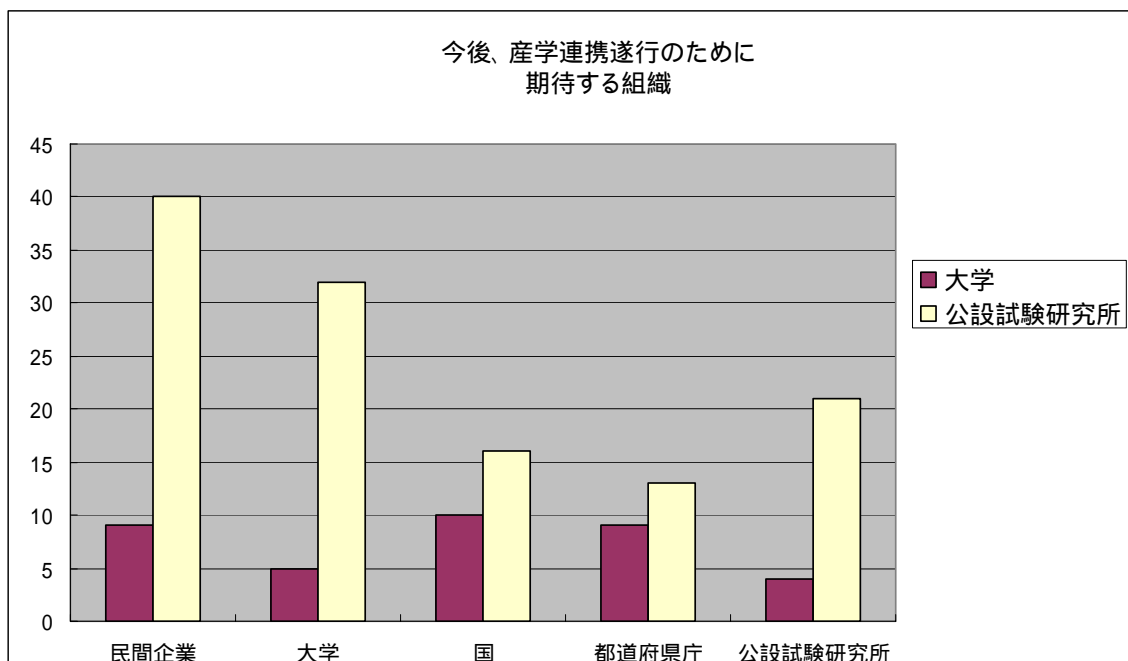
有効である	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の連携に関し、有益であるため ・ 地域ブランドの育成、ニッチトップ企業支援などの推進が行われている ・ 県レベルの施策の一部に当財団の活動が試みられている ・ このよう計画をきちんと策定し、県の試験研究機関のネットワークを強化することで研究の速度を速めることができる ・ 県としての農産物の知的財産保護活用を積極的に進めていくという道程が明示され、必要な施策が実施されている ・ 産学官・県民・金融の役割等を明確にし、戦略的取り組みを目指している ・ 知財の重要性を県内中小企業が再認識するのに役立っているから ・ 特許情報アドバイザー・特許流通アドバイザーが有効に活用されている。職員の発明に対する対価の額（発明の実施補償金）の改定が行われた
やや有効である	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎段階であるという大学のシーズの性質を理解したうえで、企業が必要とする技術へ発展させることに重点を置いている点 ・ 道内中小企業での知的財産を活用した企業活動の取り組みが期待される ・ 知的財産関連の研修を行い、中小企業の育成や安全安心な農林水産物の供給とブランド化に力を入れていることなどから ・ 農林業における民間の技術を保護活用することで産業振興に資する ・ 本県農業・農村の持続的な発展と地域振興が新技術・新品種への権利首都高、利益還元により図られる ・ 知的財産活用のため産学官連携の促進に取り組んでいる点 ・ 職員の出願に関してルールが明確であり、目標もはっきりしている ・ 知財の戦略的な活用を進めていく上での具体的な方策が示された

	<ul style="list-style-type: none"> ・産地間競争に関する技術開発については県内関係者の権益確保のため前向きに備えるべきとの認識が深まってきた ・方向性が示されているため ・基本的な考え方、仕組みを整備・共有することができた。ただし柔軟な変更運用が必要とも考える ・本県の出願件数や登録件数を踏まえて、取り組み計画を示しているところ ・事務処理の指針として有用 ・各種セミナーの受講機会が増えた ・セミナーの開催・審査請求に係る事務経費を負担している ・知的財産総合センター(東京都(財)中小企業振興公社が運営)による知的財産の相談・普及啓発・財政事業がある
どちらでもない	<ul style="list-style-type: none"> ・知財推進計画自体は、大学の知財体制の現状とは開きがあるため ・具体性とぼしい ・やや理念的である。製造業・中小企業に重点が置かれている ・現在まで具体例がない ・工業関係主体の計画であるため直接かわりがない ・知的財産の重要性は認識しているが、当场ではまだ取り組んだことがない ・知的財産の創造・保護・活用について、基本方針が策定されているため ・知財推進計画で地方の公設試に求められているのは、成果を活用した地域振興であるが環境研究はその成果が必ず産業振興に直結するわけではないので、当初の研究は知財計画とは必ずしもなじまない ・出先機関まで浸透していると思う ・具体策の実行次第 ・TLOと公設試の役割分担が必ずしも明確にされていない ・活用案件がないため ・今後の取り組みによるため ・直接関わることが想定されないため ・一般に広まっているか疑問である ・農産物の育種や種苗法に関する知財保護になっているため ・当県では「とっとり知的財産活用プラン」として平成18年3月策定公表であるが、知的財産に関する関心が薄かったため、十分に承知していなかった
あまり有効でない	<ul style="list-style-type: none"> ・理念中心であり、具体性に乏しく、予算もほとんどない ・予算的支援が伴わない ・当組織が直接関係する知的財産に該当する対象が少ない ・国において計画を推進すべき問題であり各都道府県において個別の計画を策定する性質のものではないと思う
有効ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・地方水試にとって特許の必要性はないようだから

表4-7 都道府県の知財推進計画に対する印象(大学)	
有効である	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門の目標の明確化を行っている ・特許啓蒙活動に知財セミナーが非常に役立っている ・知財活用等の産学連携に係る活性化の要因になっている ・本県の潤沢な工業資源を活かすための知的財産サイクルの確立がうたわれており、その中には本学を含め高等教育機関の活用が盛り込まれている
やや有効である	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の必要性・重要性を知的財産の観点から認識していると考えられるから
有効ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な実施と結びついていない

産学連携を進める上で、今後重要になるとと思われる外部組織についての回答の結果が表4-8である(複数回答)。回答企業全体では、最も期待をする組織は民間企業であり、ついで大学となっている。回答属性別に見ると、大学は、国や都道府県庁への期待が相対的に大きくなっている一方で、公設試験研究所は、民間企業と大学が産学連携を推進する上で重要であるとの意識をもっている。この中でも最も重視する外部組織は、図4-16となっている。全般的には民間企業が最も期待されるべき組織となっており、大学、公設試験研究所が続いている。これを組織別にみたのが図4-17である。大学が最も期待する組織は民間企業であり、ついで都道府県庁が2番目となっている。公設試験研究所の回答をみると、民間企業を最も期待する組織として挙げており、ついで大学、公設試験研究所を期待する組織として挙げられている。実際の製品開発を実施する主体は民間企業であるため、民間企業が最重視されているこの結果は合理的である。一方で、大学が都道府県を、公設試験研究所が大学や他の公設試験研究所を重視していることについては、以下のように考えることができるであろう。大学は、すでに産学連携に関する諸政策を活用しており、今後の更なる展開として、都道府県庁に対して期待している。その一方で、公設試験研究所は、その設立当時から地域産業振興等のために委託研究や評価等の様々な業務を行ってきたが、ここに来て、成果の知的財産権化と移転という新たな産学連携政策・知財政策のスキームに乗る形での成果の算出が期待されつつある。この期待に応えるためには、自分達の手で一定程度まで研究を実施することが必要となり、大学や他の公設試験研究所と連携することで、手持ちの技術または互いの技術をあわせて新規の技術開発をすることを模索していると考えられる。

表4-8



注：大学と公設試験研究所は回答数が違うため、絶対値ではなく相対値で見る必要がある

図 4 - 16

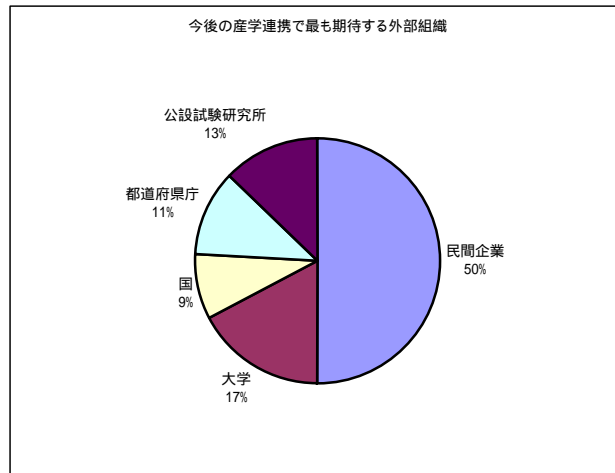
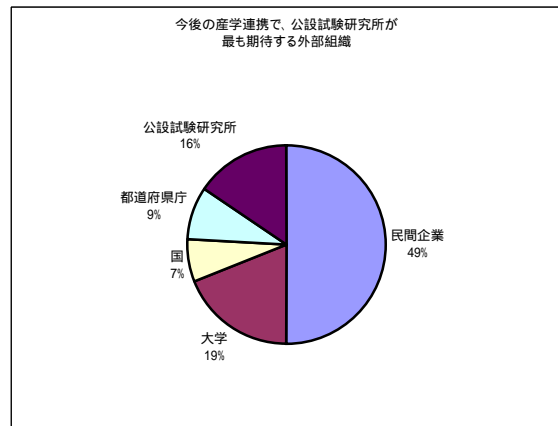
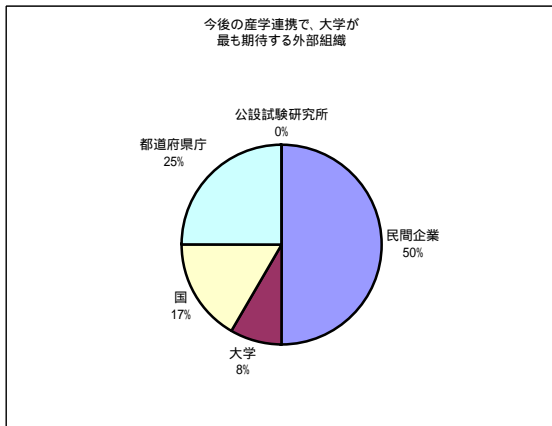


図 4 - 17



第6節 技術移転の成功事例の特徴

技術移転の成功事例の中で、政策的な関与がどの程度あったのかについて尋ねた。技術移転の成功事例について、特許出願の有無を尋ねた結果が、図4-18である。3/4を超える成果で特許出願が行われているが、残りは特許とは関係なく技術移転が行われているとの結果が出た。特許出願を行わなかった技術は、たとえば抗体や製造方法、養殖等技術などが回答としてあげられていた。これらの技術は、基本的に特許出願を行わなくても十分に保護できるか特許化しにくい技術が主であった。

これらの技術を成功事例として選んだ理由を尋ねた結果が、図4-19である。成功だと考える最も大きな理由としては、製品化まで至った事であり、ついで技術移転を実施したこと、技術開発に成功したこと、地域産業の育成に貢献したこと等が挙げられている。

組織別に見ると、大学では「製品化」「技術移転の実施」「ライセンス料獲得」「優れた技術開発」が成功と定義されており、公設試験研究所では「製品化」「技術移転の実施」「地域産業育成に貢献」「優れた技術開発」が成功要因となっている。近年の産学連携ではライセンス料の確保が成功指標の一つとして考えられているが、公設試験研究所ではライセンス料の確保を「成功」の評価軸としているところは少なかった。これは、地域の諸問題を解決するという目的が主として中小企業を対象としており、ライセンス収入の確保と地域の活性化という目標は同時には成立しにくく、どちらかといえばライセンス収入を確保しようとする目的が重視されていないことを示しているといえよう。

図4-18

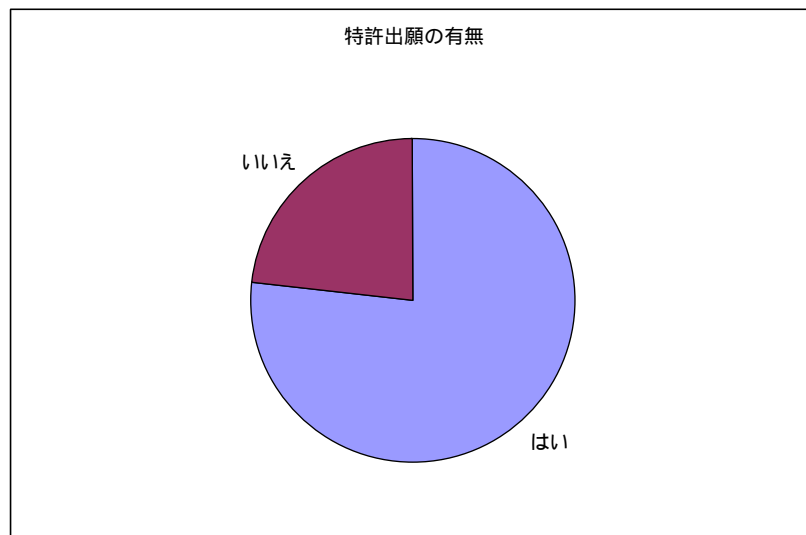


図 4 - 19

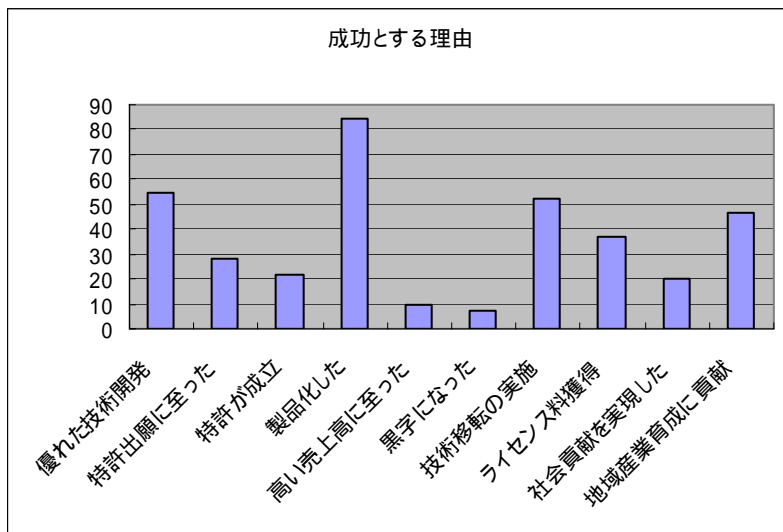
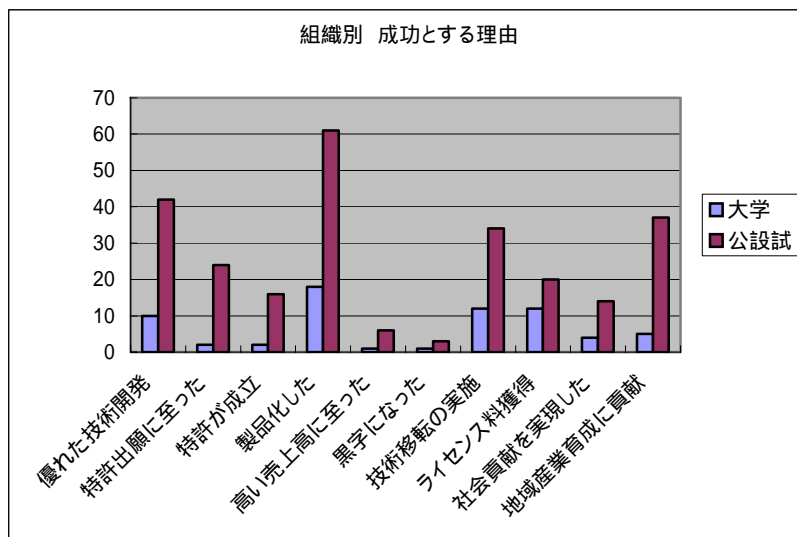


図 4 - 20



技術の活用が、どのような産業で行われているかを質問した（図 4 - 21、図 4 - 22）。大学の技術は、医薬品工業、建設業、食品、電子部品・デバイス等の産業で活用されている。一方で、公設試験研究所では、食品・建設業ウへの移転が最も多い成功事例となっている。サ

サンプル数が多いため、公設試験研究所の方では分野の多様性が見られることを置いておいても、大学は製薬関連の技術移転が最も大きい成功事例となっており、公設試験研究所では地域密着型としての地場産業等への連携が成功事例として列挙されていると考えられる。また、公設試験研究所の回答では、産業分野が特定されない「その他」との回答が極めて多かったといえる。この解釈としては、産業分類になじみにくい公共団体等への移転、事業規模が小さい組織への移転等が考えられる。

図 4 - 21

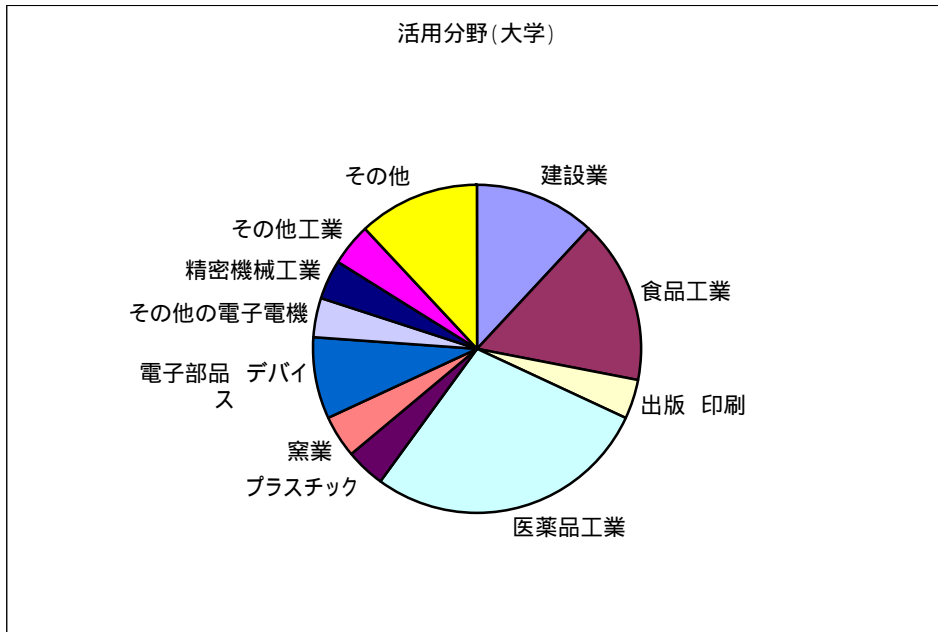
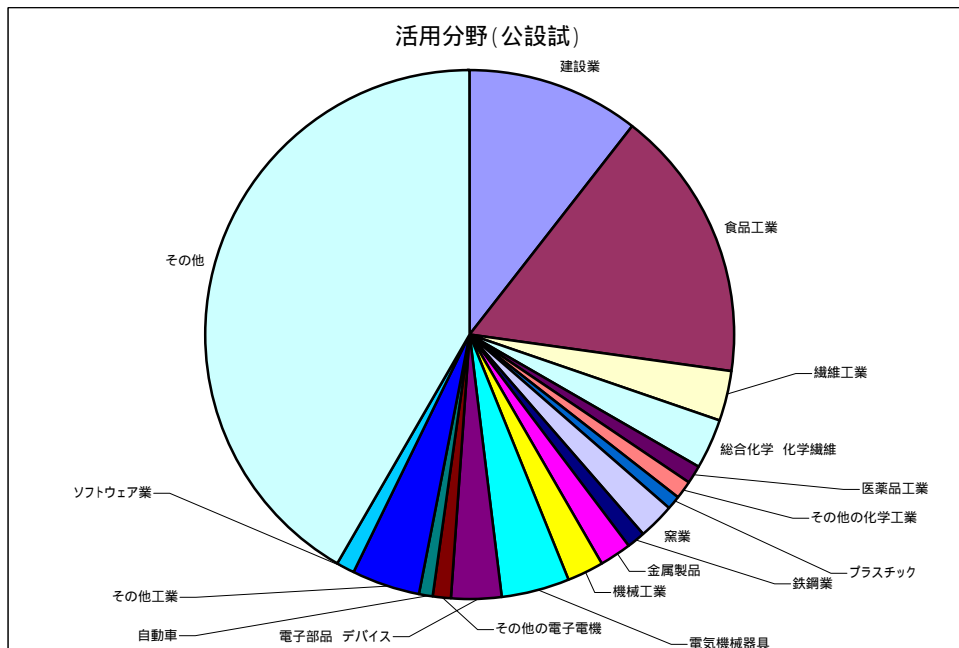


図 4 - 22



政策支援の関与

技術移転の成功事例において、政策がどのように関与したかを見た（図4 - 23）。技術開発から移転にいたるまでの多くの段階で、民間企業が最も主要なアクターとして活躍している。これを組織別にみたのが、図4 - 24、図4 - 25である。全般的な傾向として、大学での技術は、主として大学と民間企業、そして割合は少ないが、国が関与しているのに対し、公設試験研究所の移転は民間企業と公設試、都道府県が関与していることがわかる。大学では技術開発から移転にいたるまでに、徐々に大学の関与が少なくなっていくのに対し、公設試では公設試の関与は大学のそれよりもそれほど下がらず、移転の最終段階までハンズオンのような形で公設試が支援をしている姿がみとれる。また、権利化については、大学・公設試の事例ともに、企業が関与する割合が低い。権利化プロセスは技術開発をしている大学や公設試の役割が比較的強いと考えられており、また権利化を自らの組織が行い、その後のライセンス方法を自由に設定するため、民間企業が関与しない形になっているという事がみとれる。ただし、企業の関与がゼロではないのは、共同研究等の成果として共同出願が行われている事があるためと考えられる。国および地方自治体の、成功事例への関与は、上述した通り、国と大学、地方自治体と公設試験研究所という関係を見出すことができる。産学連携は国が主導で大学を対象とした制度整備を行ったため、まずこの間の連携が強くなったこと、公設試験研究所では、都道府県が設立し、予算を支出しているため、背景にある政策の流れとしての結果と解釈することができる。

図4 - 23

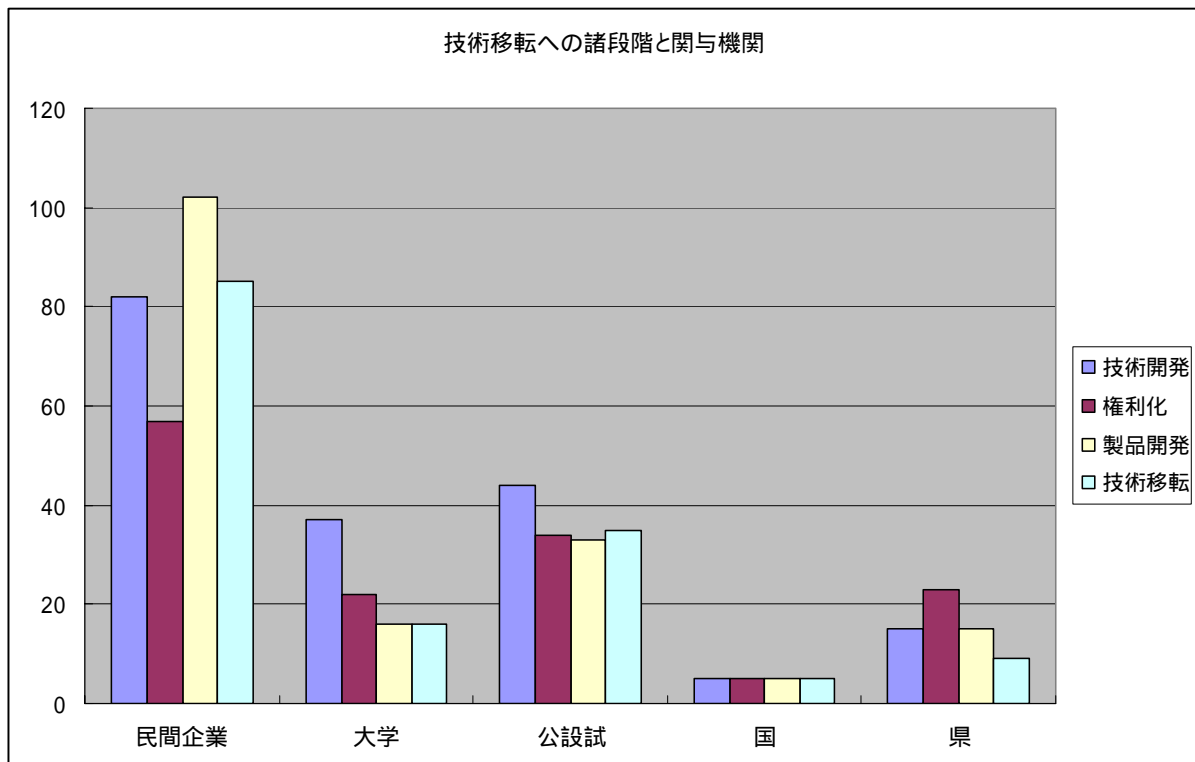


図 4 - 24

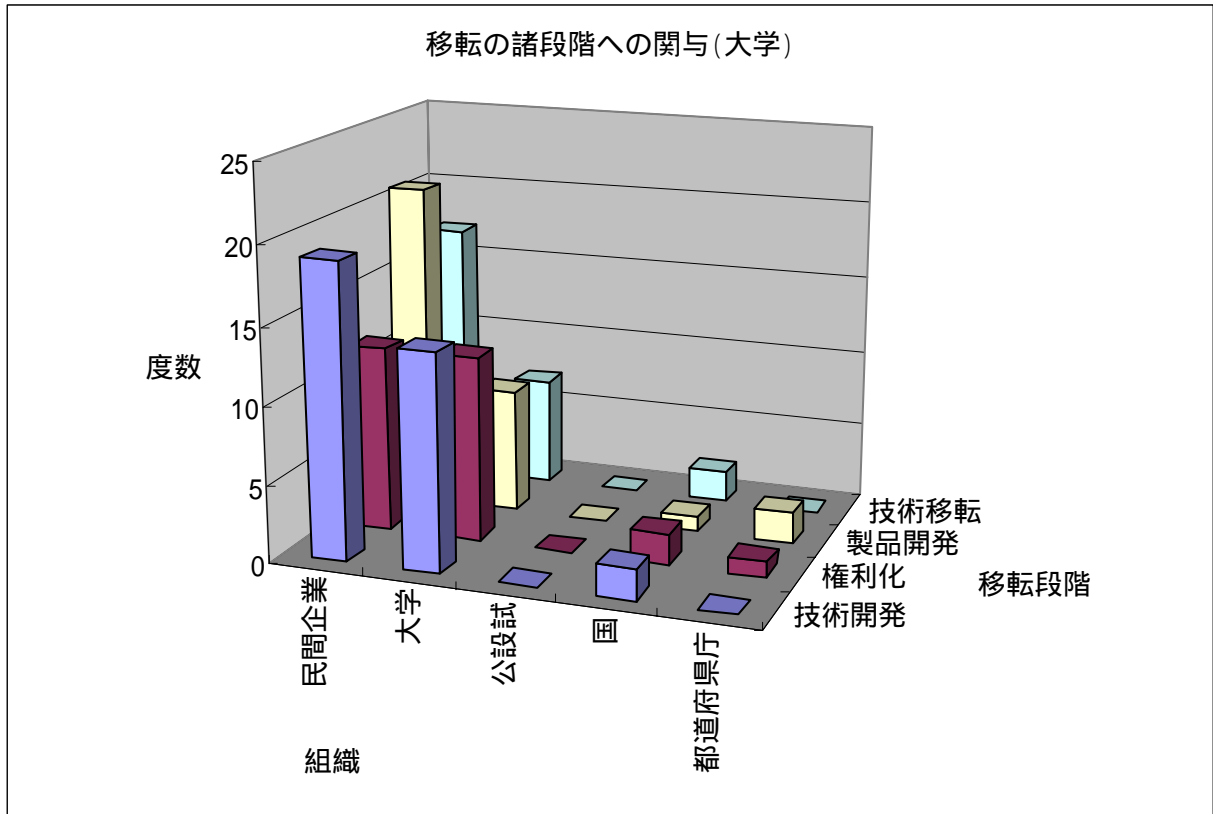
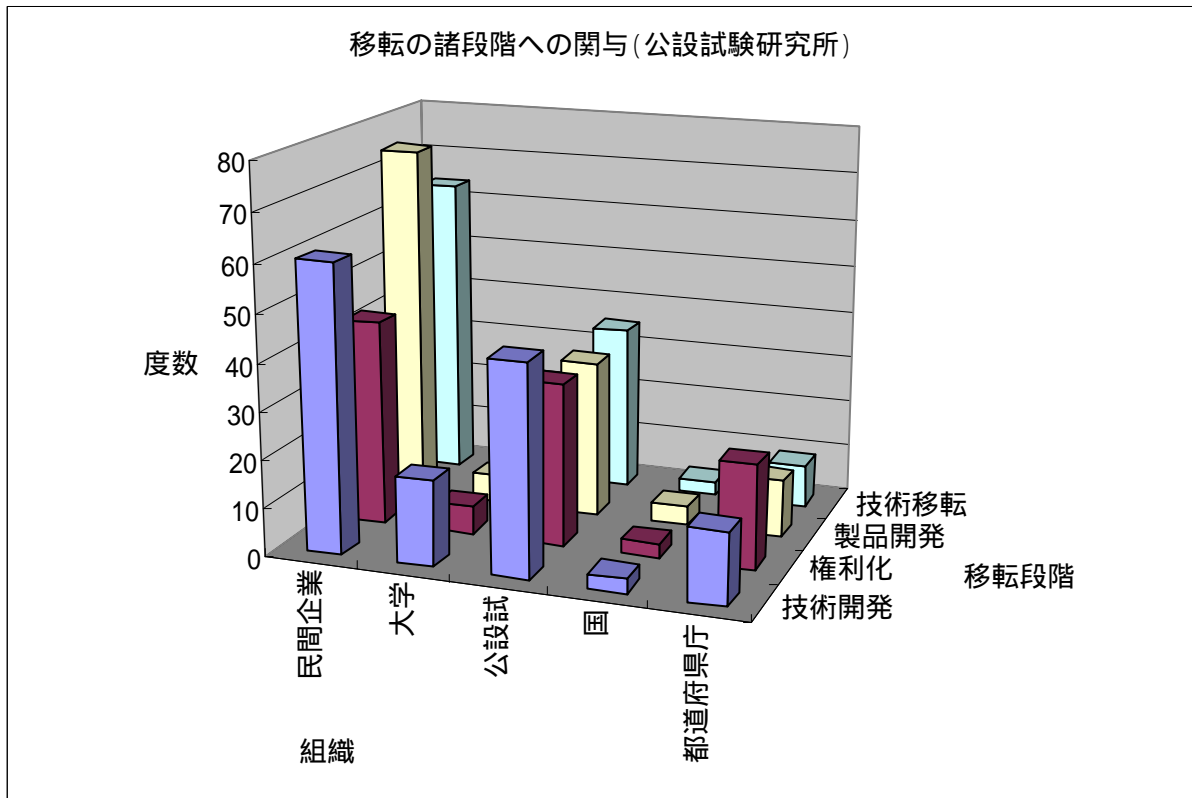


図 4 - 25



自由回答

質問票の最後に、知財に関する施策についての考えについて、自由回答を依頼した。特徴的な傾向として、農林水産分野において、知財に関する政策と実際に取り扱っている製品や技術との乖離についての指摘がされていることが挙げられる。当該分野においては、これまで知的財産による保護・活用といったスキームがあまりなじまない分野であったためか、知財重視の風潮についてとまどいの声が見受けられる。当該分野で知的財産重視の政策を進めるためには、現状と知財政策が見合うかどうかといった根本的な点について考慮した上で、具体的に知財政策を進めるために、どのような点を考慮すべきか、これらのコメントは示唆を与えてくれよう。

以下に各回答者からの知財関連施策へのコメントを記す。

- ・ 大学の技術シーズは製品化にむすびつけるまでに時間がかかりすぎ、困難な場合が多い。むしろ中小企業が持っている技術を活用したほうが早く事業化できる。中小企業に対する、人、もの、金の公的助成をさらに強化すべきである
- ・ 病院単体の地独法人となり、その研究所において発生する知的財産を扱う部署が決定されておらず、非常に難しい状況となっている。現在、予算面での制限から、出願を取りやめる事例も出始めている。「小さな独法組織」へのサポートも目を向けるべきである
- ・ 知的財産、特に大学のものに関しては特許出願から事業化までの時間が非常にかかる例が多い。現在 TLO 事業に関する補助・助成施策を実施していただき感謝しているが、技術移転の成果が出るまでに時間がかかることをご理解いただき継続的な支援施策をご検討いただければありがたい。大学の知的財産に関しては、文科省と経済産業省両者の支援が行われているが、両方を統合した支援があれば事業が増えるのではと考えている。両者の合同検討が図られることを期待する。
- ・ 岩手県では、現在「岩手県知的財産戦略」の策定に取り組んでいる(科学技術課)。商標登録や特許申請に多額の費用を要するので県の助成し小戸を造ることを検討している。推進は工業技術センター内にある知的所有権センターで行っているが、農林水産の分野で立ち遅れが見られるため、H16年度から3年間知的財産相談センターを農業水産部で設けて補完してきている。
- ・ TLO の支援を受けていることが大変助かります。国支援の継続はできないものでしょうか。
- ・ 一次産業分野を扱う県の試験研究機関では知財に関する認識がまだまだ低く、

また知的財産化が最終目標でないことが多いので(現状では県内漁業者の技術支援等) 施策と必ずしもそぐわない事項が多くあるように感じます。

- ・ 平成 19 年 4 月 1 日以降の特許出願についても、出願料・審査請求料・特許料を全額免除してほしい。
- ・ 工農連携推進施策の充実を期待します。工業分野で開発された技術シリーズと農林水産分野が求めるニーズとのマッチングを促進する施策が充実すれば、一次産業技術の高度化が図られるとともに、新しい工業製品や技術シーズの開発に結びつくことが期待されます。そのためには、両分野の研究企画・要因等が情報交換を行える機会や場の設定を推進するとともに、技術シーズの積極的な紹介を行うことが望まれます。
- ・ 近年、知的財産に関する事項が急に騒がしくなってきました。ただ分野によってはさほどのこともないようにおもえます。水産研究分野では一部に利用加工部分を除いては関心が薄く、さほどの興味もわかないといった状況です(個人的見解ですが)。時代の流れで、「知的財産、財産」と騒ぎ立てているような気もします。機密保持で情報の交換が妨げられるようでは逆効果の面も出てくるような気がしています。分野・機関によっては得られた成果は公表して一般に役立terるという方針が間違っていると思いません。
- ・ 知的財産関連セミナーが札幌市を中心に行われているので、今後は地方での開催も進めてほしい。また工業関係のセミナーや研修が多いので、農林農学関係のセミナーも開催していただきたい。
- ・ 特許取得までの期間が長すぎる。既出願特許の有無の検索に手間がかかる。
- ・ 本学において、知財政策の効果と研究成果の移転については、今後 2 ~ 3 年後に事例が出てくると思われるが、その対応については、検討する必要がある。具体的に各段階において、どのように対応するかが重要であり、企業との連携も必要であるが本地域は産業基盤が脆弱であるため首都圏との連携も重要なことと思われる。本年度から特許に関する出願等費用に全額免除も半額負担となり大学出願特許の維持費も増大する。研究成果の移転に関しては、他の産学官連携コーディネーターと共に、今後企業地域と更なる連携を深めていきたい。
- ・ 特許出願料・審査請求料の減免施策の強化及び外国出願支援施策の強化を望む。
- ・ 「実施料が期待できる知財」と「地域活性化のための知財」があると思うが、後者を地域に還元するための地域(県レベル)の技術移転機関の設置に向けた支援施策が内容に思われる。

- ・ 国において計画を推進すべき問題であり各都道府県において個別の計画を策定する性質のものではないと思う。
- ・ 特許出願に関する費用の軽減・特許出願に関する手続きの簡素化・特許出願に関する人材の育成（担当者）の育成
- ・ これまでさまざまな施策が実施されています。知的財産の確保、その運用実務は人が担うので、人・金・モノそれぞれの支援のうち、人に関する支援があらゆる施策の基盤となるように思います。このような考え方に基づいた施策体系が所在するかはわかりませんが、近年の国が実施されている知財施策は非常に充実してきており、現場のニーズも経済産業局等を通してよく拾っておられると思います。産学連携推進の観点からは、関係各機関の知財要員の能力向上と各機関での知財制度の整備充実が重要と考えます。
- ・ 国立大学は国立大学法人として、法人化（2004.4）されてから機関帰属としての知的財産を保有するようになりました。研究成果から知的財産を創出する段階（いわゆる品揃え）から知的財産を核にした技術移転活動の段階に入ってきたところである。国の支援も移転活動にも比重を移してさらに講じてほしい。
- ・ 国立大学法人に対して国の支援は大学間であまりにも差がありすぎる。支援がまったく行われていない大学は中小規模が多く、また地方にあるため格差がもっとも拡大している。中小規模校にも優れた研究者・発明者がいるので、最低限の支援内容を策定し実施してほしい。
- ・ 特許等の減免措置強化については予算上難しいかと思いますが、それ以外の支援を強化していただけると助かります。知財・技術移転等の専門家の派遣。大学のシーズを民間企業のニーズとマッチングさせる機会を増やす等。
- ・ 知的財産アドバイザー当の派遣事業において、派遣される人材を指名できるとありがたい。外国出願費用にかかる支援制度の採択件数増加を希望する。弁理士費用にかかる補助金の新設を希望する。大学初ベンチャーに対する知財手続き費用を軽減する措置を講じていきたい。
- ・ 技術移転活動には多額の費用を要するので、その資金面での手当てが必要である。権利化には多方面の専門的スキルが要求されるので、その人材の雇用のための費用が必要であり、また、より強い権利を取得するためには弁理士等の外部専門家の費用等も必要となるためである。また、今後国内の各大学には国際

的な産学官連携を戦略的・組織的に推し進めることが要求されるが、海外企業等への技術移転については国内に比してより強固な技術の権利化が要求されるため、費用への支援はより充実したものが必要となる。また、技術移転活動については、技術の目利き、法務関連の知識（知的財産法制は当然のこととして、その他私法、公法への理解）契約の知識、交渉スキル、知的財産の管理技術、語学力など複合的な能力が必要となってくるため、その要求を満たす人材を育成する必要があるが、その人材育成への資金面・制度面での施策が必要と考える。

- ・ 知的財産に関する施策によって「知的財産立国」に向けて大きな前進を遂げた。特にこれまで知的財産に関して、関心が希薄であった大学は一連の施策によって、まさに覚醒されたといってもよい。このことは現場を担う一人として強く実感している。同時に現場の支店から一連の施策に関して感じていることは毎年度「知的財産推進計画」が策定されるものの、年度ごとの具体的なマイルストーンが明らかにされていないように思われる。従って、大学の取り組みが毎年度ごとのいわば「当座しのぎ」のものになってしまっている。たとえば、今年度の活動の指針となるキーワードのひとつとして産学連携の国際化があげられているが、大学知財本部整備事業の開始時において、国際価値キーワードはほとんど見受けられなかった。この時点でマイルストーンが提示されていれば、一部の大学だけでなく、「大学界全体」としての連携に発展するものと思われる。「選択と集中」の施策とあわせて、一連の施策によって、発展してきた大学の知財に関する取り組みの観点からも裾野を拡大していくことも重要と考える。
- ・ 知的財産に関するセミナーを受講する機会がありました。その中で、弁理士さんから伺った話ですが、特許に関する裁判で最終的には「微妙な言葉尻」について論争している。どっちにも判断しうるケースがあり、そのわずかなニュアンスの差を言い争っているわけです。莫大な金が動く話ではありますが、不毛だなと感じました。こんなことにエネルギーを費やして・・・もっとより良いシステムに改善していったほしいと思います。
- ・ 攻めの農政として知的財産権を活用した農業高付加価値代が求められている。技術と地財の力で新産業分野を開拓し市場拡大するためには、その根幹の技術開発のための研究費の確保が必要である。顕在性事業も厳しい今日、競争的資金等の財源の拡大を望む。また、技術開発から技術移転をするためのコーディネーター・アドバイザーの育成活用支援、弁理士情報提供、知財関係の補助金の拡充を期待する。特に知財関連では地方における研究施設改善等環境整備への補助金が創設されると良い。
- ・ 現在の知的財産は開発と権利の主張ばかりで、評価が不透明であり財産とはいえない。株式市場のようにこの内容と現時点での評価が簡単に検索できるよ

うにする。そして証券会社のような売買を仲介する組織をつくり簡単に誰でも売買できるようにすれば財産といえる。

- ・ 民間等の共同研究における不実施保障の取り扱いや学生の扱いについて、大学本来の教育・研究機能を考慮した施策が必要かと思われます。
- ・ 現在、知的財産の国際的な展開を図る方針が示されているが、大学内の現状としては国際的な技術移転等にかかるリスク管理体制等が不十分で、かつ、専門・交渉能力を有する人材確保が困難な状況にある。また、特許関連費用にかかる人的・物的・財政的負担が困難な状況にある。また、特許関連費用にかかる人的・物的・財政的負担が大きいほど課題を抱えている。こうした現状の課題解決のため、大学が努力を重ねることはもちろんのことであるが、安定的な体制が確立されるまでのなお数年間、引き続き国の積極的な推進施策、重点的な支援が必要とされる。大学特許費用に対する特許庁の優遇措置、海外出願に対する JST の支援もまた重要である。外国との知的財産にかかる契約を締結すると、そこから知財訴訟等に巻き込まれるリスクが発生するといわれている。大学のとりうる対策として、リスクを限りなくゼロに近づける内容の契約書ひな形の作成が必要で、また、相手先海外企業等との確に契約交渉を行わなければならない。さらに、そのように注意深く対応しても、祖 H 層になる可能性はなお残っており、その場合的確な訴訟対応が必要となる。以上のようにケースに応じ種々の対応が必要となり、これらの事項に個々の大学で確実に対応するのは容易ではない。全国の個々の大学が個別にそのような体制を整備するには、今後かなりの人的・物的・支援が必要と思われるが、むしろたとえば J S T 等が中心となって全国の大学企業等とのライセンス業務を一括して専門的に取り扱うほうが効率的・経済的と思われる。国としてこのような方策については是非検討いただきたい。
- ・ 第 3 期科学技術基本計画等、国による科学技術・知財重視政策や予算措置は積極的に評価したい。重点分野への集中投資もよいが、基礎研究についても十分な支援が必要である科研費など、競争的資金でありつつも幅広い研究ができる制度によって、知財・産官学連携を支援していきたい。

第7節 考察

以上、質問票調査の結果を元に、産学連携施策に対する評価・及び成功事例における政府・自治体への関与状況について概観した。産学連携施策については、回答組織のうち、4割程度で肯定的な評価をおこなっている。ただし、都道府県の資金的施策については、やや低い評価が出ている。組織の設立経緯から見ると、大学と公設試験研究機関は、それぞれ異なった目標を持っている。保有する資源も異なるため、異なったタイプの産学連携を行っているといえよう。都道府県の産学連携はその施策が始まったばかりであるにもかかわらず、人的・物的支援に対する評価が比較的高い値を示しているのは、公設試験研究所が本来的に地域企業を中心として技術支援等を行うための機関として位置づけられてきたため、連携という点では十分なポテンシャル・実績を持っているためであろう。

資金面での支援の不十分さ・評価の低さについては、2つの側面を指摘したい。第1点は、予算制約と予算の使い勝手の問題があげられる。近年、公設試験研究所に対する予算面の制約が厳しくなっている事例がある。例として、公設試験研究所の研究者達が行う地域企業の技術に関しての巡回指導を挙げる。この巡回指導のための予算がカットされた組織がある。現場との直接的な接触は、当該産業や企業の問題点を洗い出し、問題に密着した研究テーマを設定することができる。しかし、巡回指導ができなければ、フェイス to フェイスでの情報を確保する機会が減少するであろう。情報には粘着性があり（小川,1998；小川,1997）、問題点や解決の糸口が独立して情報として一人歩きすることは考えられず、ニーズを知るためには直接対面してのコミュニケーションが産学連携促進にとって重要である。

第2点目は、クラウドイングアウトの問題である。クラウドイングアウトは、財政支出の増大が民間投資を圧迫する現象をさしているが、ここでは研究開発投資意欲を抑制する概念として例示する。研究開発や技術開発に関し、近年では膨大な産学連携予算が投入されている。過剰な研究開発関連の予算は、中小企業等自ら研究開発投資を十分に行うことができない企業では、研究開発への補助や優遇税制が有効に働くが、本来的に自社で行うべき企業の研究開発投資を抑制する弊害をもたらす可能性がある。都道府県の予算は、本来的に地域の中小企業を対象としている一方で、国の知財政策予算は大学と結びつき、食品や医薬品工業といった産業分野でのアウトプットを生み出した。特に医薬品工業は研究開発投資比率が高い産業である。医薬品工業にとって、大学の持つ知はプロダクトイノベーションを実施する上で重要であるとの指摘がある（Mansfield,1998）。産業によっては大学との連携により、イノベーションを促進させることができる場合がある。このような産業においては、特段の支援がなかったとしても大学や公設試験研究所との連携を進める可能性が高い。その一方で、資金面での支援は、元々の企業の研究開発投資水準を押し下げる可能性を有している。産業の持つ大学との連携への本来的なインセンティブや企業規模を考慮しつつ、各種施策を推進することが必要であろう。

技術移転に関する成功事例では、大学と公設試験研究所で、連携をする相手が大きく分かれた。大学は国から、公設試験研究所では都道府県からの支援を得ている。権利化については公設試験研究所・大学ともに、国の関与は少なかった。特に都道府県の場合、地域産業振興という点では成果を権利化すべきか否かという根本的な議論が存在するが、地域外・また海外への技術流出は必ず起こりうることであり、開発成果の権利化と来るべき訴訟への対応は必須である。この点で、国の持つ大学・公設試験研究所への資金的・人的支援や情報提供

は、もっと十分に行われる必要がある。

質問票

貴組織の概要

問1 貴組織の所在地のある都道府県名をご記入ください。

問2 貴組織の類型について、以下の中で当てはまるものにお付けください。

1. 国立大学法人
2. 公立大学
3. 私立大学
4. 公設試験研究所

問3 貴組織の人員について、2005年度末の該当する数字をお書きください。

1. 研究者数 _____人
2. 事務系職員 _____人
3. 合計 _____人

問4 貴組織内において、知財業務を担当する者の人数をご記入ください。

また、もし知財業務を担当する部署（知財本部等）がございましたら、その部署名と人員数を記入して下さい。（複数回答可）

知財業務担当者数 _____人
知財業務担当部署名と人数 部署名 _____
_____人

問5 貴組織では、研究活動を行っていますか。

はい いいえ



問5 - 補問 「はい」とお答えされた方にお聞きいたします。貴組織の2005年度の
研究予算について、下記に該当する予算をお答え下さい。

人件費を除いてお答え下さい。
貴組織が大学に御所属の場合、大学全体の金額についてお答え下さい。

研究費総額 _____万円
うち、国からの研究費 _____万円
うち、都道府県からの研究費 _____万円

問6 貴組織の2005年度の知的財産活動に関する予算をお書きください。

人件費を除いてお答え下さい。

活動費総額 _____万円
 うち、国からの予算 _____万円
 うち、都道府県からの予算 _____万円

問7 貴組織の2005年度の研究開発活動の成果について、以下の数値に当てはまるものをご記入ください。

2005年度における新規分を対象としてお考え下さい。2004年度以前からの継続分は対象外としてください。

1. 特許出願数 _____件
2. 特許登録数 _____件
3. 論文数 _____本
4. 共同研究件数 _____件
5. 委託研究件数 _____件
6. 技術移転件数 _____件
7. 政府関連の公募研究獲得件数 _____件

問8 貴組織の2005年度の特許ライセンス料をご記入下さい。

年間（収入） _____万円
 年間（支出） _____万円

問9 貴組織の研究分野について、該当する分野に全て をお付けください。

大学の場合、大学全体の研究分野についてお答え下さい。

1. 理学	4. 医学	7. 教育学	10. 経営・経済
2. 工学	5. 歯学	8. 情報学	11. 法学
3. 農学	6. 薬学	9. 芸術	12. その他

知財政策に対する印象

問 10 国による知財政策を、「ヒト」「モノ」「カネ」の支援の3つに区分した場合、その有効度合いについて、どのような印象をお持ちですか。下記の問のそれぞれについて、最も当てはまると思うものを選び、ひとつだけをお付け下さい。

	役立っていない	どちらかという と役立っていない	どちらでもない	どちらかという と役立っている	役立っている
a. ヒトの支援	1	2	3	4	5
b. モノの支援	1	2	3	4	5
c. カネの支援	1	2	3	4	5

問 10 - 補問 4, 5 に つけた方にお聞きいたします。

A): 国による「ヒト」の支援策は、以下のとおりです。役立っているという印象をお持ちの支援策を選び、記号に お付けください。(複数回答可)

- A : 国家公務員
- B : 弁理士の派遣
- C : 特許等に関する各種アドバイザー ()
- D : 特許等に関するサーチャー ()
- E : その他 ()

C、D、Eについては、施策の名称または簡単な内容を記入してください。

B): 国による「モノ」の支援策は、以下のとおりです。役立っているという印象をお持ちの支援策に お付けください。(複数回答可)

- A : セミナーの開催(知財セミナーなど)
- B : ブースの提供(特許流通フェアなど)
- C : 人材情報の提供 ()
- D : 知財情報の提供 ()
- E : その他 ()

C、D、Eについては、施策の名称または簡単な内容を記入してください。

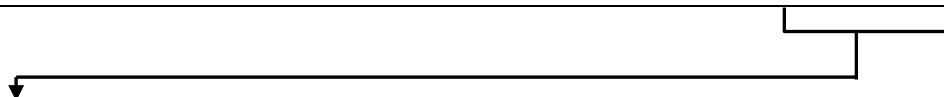
C): 国による「カネ」の支援策は、以下のとおりです。役立っているという印象をお持ちの支援策に お付けください。(複数回答可)

- A : 特許料の軽減
- B : 審査請求料の軽減
- C : その他の知財関連の補助金 ()
- D : 国の研究費から知財関連費用への転用 ()
- E : その他 ()

C、D、Eについては、施策の名称または簡単な内容を記入してください。

問 1 1 都道府県による知財政策を、「ヒト」「モノ」「カネ」の支援の3つに区分した場合、その有効度合いについて、どのような印象をお持ちですか。下記の問のそれぞれについて、最も当てはまると思うものを選び、ひとつだけ をお付け下さい。

	役立って いない	どちらかとい うと役立ってない	どちら でもない	どちらかとい うと役立っている	役立って いる
a. ヒトの支援	1	2	3	4	5
b. モノの支援	1	2	3	4	5
c. カネの支援	1	2	3	4	5



問 11 - 補問 4 , 5 に をおつけした方にお聞きいたします。

A) : 都道府県による知財政策の内、「ヒト」の支援策は、以下のとおりです。役立っているという印象をお持ちの支援策に をお付けください。(複数回答可)

- A : 地方公務員
 - B : 弁理士の派遣
 - C : 特許等に関する各種アドバイザー ()
 - D : 特許等に関するサーチャー ()
 - E : その他 ()
- C、D、Eについては、施策の名称または簡単な内容を記入してください。

B) : 都道府県による知財政策の内、「モノ」の支援策は、以下のとおりです。役立っているという印象をお持ちの支援策に をお付けください。(複数回答可)

- A : セミナーの開催 (知財セミナーなど)
 - B : ブースの提供 (特許流通フェアなど)
 - C : 人材情報の提供 ()
 - D : 知財情報の提供 ()
 - E : その他 ()
- C、D、Eについては、施策の名称または簡単な内容を記入してください。

C) : 都道府県による知財政策の内、「カネ」の支援策は、以下のとおりです。役立っているという印象をお持ちの支援策に を付してください。(複数回答可)

- A : 特許料の軽減
 - B : 審査請求料の軽減
 - C : その他の知財関連の補助金 ()
 - D : 都道府県の研究費から知財関連費用への転用 ()
 - E : その他 ()
- C、D、Eについては、施策の名称または簡単な内容を記入してください。

問 12 貴組織にとっての、国による知的財産推進計画の印象をお答え下さい。また、そうお考えの理由をお書き下さい。

有益ではない	どちらかという と有益ではない	どちらでもない	どちらかという と有益	有益である
1	2	3	4	5

理由： _____

問 13 貴組織の所在地である都道府県では、知的財産推進計画は策定・公表されていますか。該当するものに _____ をおつけください。

1：策定済 2：未策定 3：わからない

問 13 - 補問 ←

上記で 1「策定済み」と答えられた方にお伺いいたします。あなたの所属の都道府県による知的財産推進計画の印象をお答え下さい。また、そうお考えの理由をお書き下さい。

有益ではない	どちらかという と有益ではない	どちらでもない	どちらかという と有益	有益である
1	2	3	4	5

理由： _____

問 14 今後、技術移転・産学連携を遂行するためには、外部のどのような機関の関与に期待しますか。当てはまるものを全て選び、 _____ をお付けください。また、最も期待する組織の番号をお書き下さい。

1．民間企業 2．大学 3．国 4．都道府県庁 5．公設試験研究所

最も期待する組織 _____ 番

問 15 問 14 で、「3 . 国」、「4 . 都道府県庁」に回答された方にお聞きいたします。期待する具体的な施策を、下の施策一覧の中から選び、技術開発、権利化、製品開発、技術移転の段階ごとに、該当する記号をお書き下さい。

	国	都道府県庁
(1) 技術開発	_____	_____
(2) 権利化	_____	_____
(3) 製品開発	_____	_____
(4) 技術移転	_____	_____

施策一覧

「ヒト」の支援	「モノ」の支援	「カネ」の支援
A : 公務員	F : セミナー（知財セミナー等）	K : 特許料の軽減
B : 弁理士の派遣	G : ブース（特許流通フェア等）	L : 審査請求料の軽減
C : 特許等に関する各種アドバイザ	H : 人材情報（弁護士情報等）	M : その他の知財関連の補助金
D : 特許等に関するサーチャー	I : 技術情報（登録特許情報等）	N : 国または都道府県の研究費から知財関連費用への転用
E : その他	J : その他	O : その他

製品化・市場化の事例（成功事例）

貴組織の主要研究分野において、直近5年程度の間、貴機関が関与し、製品化、技術移転などでもっとも成功したと感じられる事例についてお教え下さい。

貴組織が技術シーズの開発に関与した事例についてお教え下さい。

問 16 本事例の製品名、または技術名をお教え下さい。

問 17 本製品に関して、貴組織は特許出願を行いましたか？ 該当する方に _____ をおつけ下さい。

はい（公開番号 _____）

いいえ

問 18 本事例を成功事例に選択した理由として、以下の中からもっとも該当するものを選び、をお付けください。（最大3つまで選択可）

1. 優れた技術を開発した	6. 製品の販売で黒字が出た
2. 特許出願に至った	7. 技術移転が行われた
3. 特許が成立した	8. ライセンス料を獲得した
4. 製品化に至った	9. 社会貢献を実現した
5. 高い売上高に至った	10. 地域産業の育成に貢献した

問 19 本事例の技術シーズは、どのような産業分野、技術分野に属する製品でしょうか？

1. 理学	4. 医学	7. 教育学	10. 経営・経済
2. 工学	5. 歯学	8. 情報学	11. 法学
3. 農学	6. 薬学	9. 芸術	12. その他

問 20 本事例は、どのような産業（技術）分野で活用されていますか。下記の産業の中から当てはまるものをひとつ選び、 をおつけ下さい。

1 建設業	7 油脂・塗料工業	13 窯業	19 電子計算機・同付属装置製造業	25 その他の工業
2 食品工業	8 医薬品工業	14 鉄鋼業	20 電子部品・デバイス製造業	26 運輸・通信・公益業
3 繊維工業	9 その他の化学工業	15 非鉄金属工業	21 その他の通信・電子・電気計測器工業(19, 20 以外)	27 ソフトウェア業
4 パルプ・紙工業	10 石油製品・石炭製品工業	16 金属製品工業	22 自動車工業	28 その他
5 出版・印刷業	11 プラスチック製品工業	17 機械工業	23 その他の輸送機械工業	
6 総合化学・化学繊維	12 ゴム製品工業	18 電気機械器具工業	24 精密機械工業	

問 21 本事例が成功に至る諸段階において、外部のどのような機関が関与しましたか。関与した組織全てに をお付けください。

また、 を付けた中で、特に重要なところは、 をお付けください。

A . 技術開発（研究開発の開始から特許出願に至るまで）

- 1 . 民間企業 2 . 大学 3 . 公設試験研究所 4 . 国 5 . 都道府県庁

B . 権利化

- 1 . 民間企業 2 . 大学 3 . 公設試験研究所 4 . 国 5 . 都道府県庁

C . 製品開発（特許出願から製品化に至るまで）

- 1 . 民間企業 2 . 大学 3 . 公設試験研究所 4 . 国 5 . 都道府県庁

D . 技術移転

- 1 . 民間企業 2 . 大学 3 . 公設試験研究所 4 . 国 5 . 都道府県庁

問 21 - 補 問 21 において、「4 . 国」、「5 . 都道府県庁」に回答された方にお聞きいたします。関係した具体的な施策について、下の施策一覧の中から選び、段階ごとに記号をお書き下さい。

	国	都道府県庁
(1) 技術開発	_____	_____
(2) 権利化	_____	_____
(3) 製品開発	_____	_____
(4) 技術移転	_____	_____

施策一覧

「ヒト」の支援	「モノ」の支援	「カネ」の支援
A : 公務員	F : セミナー（知財セミナー等）	K : 特許料の軽減
B : 弁理士の派遣	G : ブース（特許流通フェア等）	L : 審査請求料の軽減
C : 特許等に関する各種アドバイザ	H : 人材情報（弁護士情報等）	M : その他の知財関連の補助金
D : 特許等に関するサーチャー	I : 技術情報（登録特許情報等）	N : 国または都道府県の研究費から知財関連費用への転用
E : その他	J : その他	O : その他

製品化・市場化の事例（失敗事例）

現在、貴組織の最も特徴的な分野の技術であり、ここ5年程度の期間において、移転・製品化にむけて困難に直面している事例についてお聞かせ下さい。

貴組織が技術シーズの開発に関与した事例についてお教え下さい。

問 22 当該技術はどのような技術でしょうか。お名前をお書き下さい
（本設問は、ご記入いただくなくても結構です）

問 23 本製品に関して、貴組織は権利出願を行いましたか？

はい（公開番号_____）

いいえ

問 24 本事例の技術シーズは、どのような産業分野、技術分野に属する製品でしょうか？

1. 理学	4. 医学	7. 教育学	10. 経営・経済
2. 工学	5. 歯学	8. 情報学	11. 法学
3. 農学	6. 薬学	9. 芸術	12. その他

問 25 本事例は、どのような産業（技術）分野で活用する予定ですか。下記の産業の中から当てはまるものをひとつ選び、 をおつけ下さい。

1 建設業	7 油脂・塗料工業	13 窯業	19 電子計算機・同付属装置製造業	25 その他の工業
2 食品工業	8 医薬品工業	14 鉄鋼業	20 電子部品・デバイス製造業	26 運輸・通信・公益業
3 繊維工業	9 その他の化学工業	15 非鉄金属工業	21 その他の通信・電子・電気計測器工業(19, 20以外)	27 ソフトウェア業
4 パルプ・紙工業	10 石油製品・石炭製品工業	16 金属製品工業	22 自動車工業	28 その他
5 出版・印刷業	11 プラスチック製品工業	17 機械工業	23 その他の輸送機械工業	
6 総合化学・化学繊維	12 ガラス製品工業	18 電気機械器具工業	24 精密機械工業	

問 26 本事例が成功に至るためには、どのような外部の機関の関与が必要ですか。以下の中から必要なところの全てに をおつけください。

また、 を付した中で、特に重要なところは、 をおつけください。

(1) 技術開発 (研究開発の開始から特許出願に至るまで)

1 . 民間企業 2 . 大学 3 . 公設試験研究所 4 . 国 5 . 都道府県庁

(2) 権利化

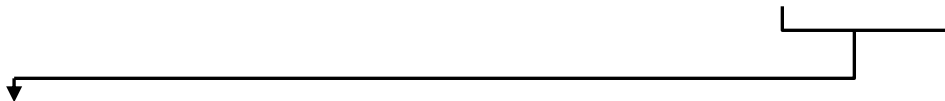
1 . 民間企業 2 . 大学 3 . 公設試験研究所 4 . 国 5 . 都道府県庁

(3) 製品開発 (特許出願から製品化に至るまで)

1 . 民間企業 2 . 大学 3 . 公設試験研究所 4 . 国 5 . 都道府県庁

(4) 技術移転

1 . 民間企業 2 . 大学 3 . 公設試験研究所 4 . 国 5 . 都道府県庁



問 26 - 補 上記質問において、「4. 国」、「5. 都道府県庁」に回答された方にお聞きいたします。関係した具体的な施策について、下の施策一覧の中から選び、段階ごとに記号をお書き下さい。

	国	都道府県庁
(1) 技術開発	_____	_____
(2) 権利化	_____	_____
(3) 製品開発	_____	_____
(4) 技術移転	_____	_____

施策一覧

「ヒト」の支援	「モノ」の支援	「カネ」の支援
A : 公務員	F : セミナー (知財セミナー等)	K : 特許料の軽減
B : 弁理士の派遣	G : ブース (特許流通フェア等)	L : 審査請求料の軽減
C : 特許等に関する各種アドバイザ	H : 人材情報 (弁護士情報等)	M : その他の知財関連の補助金
D : 特許等に関するサーチャー	I : 技術情報 (登録特許情報等)	N : 国または都道府県の研究費から知財関連費用への転用
E : その他	J : その他	O : その他

問 27 知的財産に関する施策につきまして、お気づきの点がございましたらご記入ください。

